（様式第２号）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市手話奉仕員養成事業業務委託
委託業務場所	明日都浜大津会場他
概要	話奉仕員とは手話通訳者とは異なり、基礎的な手話を解し、聴覚障害者のコミュニケーションの一助となる人である。聴覚障害者が広く社会参加するためには、手話を理解する手話奉仕員を増やしていくことが必要不可欠であるので手話講座を開設しその養成をする。
契約期間	令和４年４月　１日から　　令和５年　３月　３１日まで
契約年月日	令和４年４月　１日
契約金額	３，０２２，０００円
契約の相手方	〔所在地〕大津市におの浜四丁目２－３３ 大津市立障害者福祉センター内 〔名　称〕大津市ろうあ福祉協会
契約相手方の選定理由	全日本ろうあ連盟より認定された当該講座の指導者を会員に擁している市内で唯一の当事者団体であるため、契約の相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。